

地域活動支援センターあらいぶ運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人四恩会が経営する「あらいぶ」(以下「事業所」という。)において実施する地域活動支援センター事業Ⅰ型の適正な運営を確保するために必要な人員、設備及び運営管理に関する事項を定め、地域で生活する障害者の自立と社会経済活動への参加を促進し、福祉の推進を図る事を目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、創作活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流を図るとともに、日常生活に必要な便宜を適切かつ効果的に行う。

2 事業所は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立って相談支援の提供に心がけサービスを提供する。

3 事業所は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町、障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努める。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置し必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修等を実施するための措置を講ずるよう努める。

5 前4項のほか、「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令第175号)及び関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 地域活動支援センターあらいぶ
- (2) 所在地 石川県羽咋郡宝達志水町小川貳の部7番地1
- (3) 開設年月日 平成19年4月1日
- (4) 電話番号 0767-28-8820
- (5) FAX番号 0767-28-8821
- (6) Eメール alive@shionkai.or.jp
- (7) 管理者名 山黒 修
- (8) 対象とする障害の種類
身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児

(職員の職種、職員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、職員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者1名(兼務)

職員の管理、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている地域活動支援センターの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援員5名(常勤職員3名、非常勤職員5名)

相談支援員は、利用者の相談支援及び創作的活動又は生産活動、社会との交流等を支援する。また、利用者の相談支援及び医療、福祉、地域の社会基盤との連携強化のための各種調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を企画実施する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用者の定員は45名とする。

(運営日及び利用時間)

第6条 事業所の運営日及び運営(利用)時間は、次のとおりとする。

(1) 運営日

毎週、月曜、火曜、水曜、木曜、金曜を原則として運営日とする。(但し、12月29日から1月3日までの期間及び祝日は運営しない日とする。)

相談支援事業は12月29日から1月3日を除く毎日とする。

(2) 運営(利用)時間

午前9時から午後4時までとする。

相談支援事業は午前9時から午後5時までとする。

(3) その他

上記の運営日、運営時間のほか、行事・季節慣例・突発的事由等により必要な場合は、随時、運営日又は運営時間等を変更できるものとする。但し、その際は利用者又は家族等に適切な方法で事前に周知するものとする。

ただし、相談支援事業については、原則として24時間の対応とする。

なお、日中一時支援事業の対象者に関しては、この限りでない。

(事業の内容)

第7条 事業所で行うサービスの内容は次のとおりとする。

(1) 生産活動の機会の提供及び支援

(2) 創作活動の機会の提供及び支援

(3) 社会との交流の促進及びレクリエーション

(4) その他利用者の支援に関する事

(5) 医療・福祉及び地域連携のための調整に関する事

(6) ボランティアの育成及び普及啓発に関する事

(利用の決定)

第8条 事業所は、利用希望者から利用申込書が提出された場合に、当該利用者の意向、生活状況等を勘案して、利用の決定を行うものとする。

(利用者等から受領する費用の種類)

第9条 事業所は、羽咋市、宝達志水町、志賀町からの利用者に対しては、利用料を無料とする。但し、利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者の選定により提供する特別のサービスを行う場合、別途定めた実費相当額を利用者から徴収できる費用の種類を以下のとおりとする。

- (1) 送迎費
- (2) 食費
- (3) 各種材料費等
- (4) その他必要と認める費用

(利用に当たっての留意事項)

第10条 事業所の利用にあたっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 利用者の健康状態について、日頃と変わったことがあるときは職員に知らせること。
- (2) 他の利用者の迷惑になる行為はしないこと。
- (3) 施設の物品等を壊すような行為はしないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 職員は事業の実施中に、障害者等の健康状態の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、非常災害に関する計画を策定し、定期的に非難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

2 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(苦情解決)

- 第14条 提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、当該苦情の解決のために必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又はあっせんのできる限り協力するものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止)

- 第15条 職員は常に、利用者の尊厳を尊重し、人権を擁護することに努め、利用者に対する虐待は厳に禁ずる。
- 2 管理者は、職員に対し、虐待を防止する為の職員研修を定期的に行う。
- 3 職員は、虐待若しくはその疑いがある行為については速やかに管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 職員が職員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約に規定する。
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供記録、苦情の内容等の記録及び事故の処置等の記録を整備するとともに、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、本規程に基づく運営のほか、日中一時支援事業の適用事業所としての運営を実施するものとする。その際、本事業の運営とは区分けし、適正な運営管理に務める。
- 5 その他、定めのない事項及び本規程を大幅に変更しようとするときは、羽咋市、宝達志水町、志賀町の意見を聴き、必要に応じて協議の上決定するものとする。

附 則

- この規程は、平成19年 4月 1日施行
平成19年 6月 1日改正実施
平成21年 2月 1日改正実施
平成23年 4月 1日改正実施